

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起債の目的	起債限度額	
1	都営住宅等事業費	35,047,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成28年度東京都営住宅等保証金会計予算

予算総則

平成28年度東京都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入8,140,000千円、歳出3,095,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	保証金収入	551,000
	01 住宅保証金収入	527,000
	02 定期借地権保証金収入	24,000
02	繰入金	1,120,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,120,000
03	諸収入	2,000
	01 住宅保証金利子収入	1,200
	02 定期借地権保証金利子収入	800
04	繰越金	6,467,000
	01 繰越金	6,467,000
歳 入 合 計		8,140,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	595,000
	01 住宅保証金返還金	594,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02	繰出金	2,500,000
	01 繰出金	2,500,000
歳 出 合 計		3,095,000

歳入歳出差引残額 5,045,000千円

平成28年度東京都都市開発資金会計予算

予算総則

平成28年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,615,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	7,598,487
	01 財産運用収入	23,692
	02 財産売払収入	7,574,795
02	繰入金	16,250
	01 一般会計繰入金	16,250
03	諸収入	262
	01 都預金利子	261
	02 雑入	1
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		8,615,000

歳出

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	8,615,000
	01 用地費	8,615,000
歳 出 合 計		8,615,000

第2号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法	
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	普通貸借の方法により政府から起債する。	
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率	年8.5%以内
			(4) 償還の方法	政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他	起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

平成28年度東京都用地会計予算

予算総則

平成28年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,885,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	6,686,785
	01 財産運用収入	1
	02 財産売払収入	6,686,784
02	繰入金	35,953,000
	01 一般会計繰入金	35,953,000
03	諸収入	274
	01 都預金利子	273
	02 雑入	1
04	都債	8,301,000
	01 都債	8,301,000
05	繰越金	2,943,941
	01 繰越金	2,943,941
歳 入 合 計		53,885,000

歳出

(単位: 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		53,885,000
	01 用地買収費	53,885,000
歳 出 合 計		53,885,000

第2号 繰越明許費

(単位: 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01 用地費			156,000
	01 用地買収費		156,000
		1 公共用地先行取得	156,000

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起債の目的	
1	公共用地先行取得費	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成28年度東京都公債費会計予算

予算総則

平成28年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,330,238,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(損失補償及び保証契約等)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	2,517,500
	01 財産運用収入	2,517,500
02	繰入金	1,071,862,814
	01 繰入金	1,071,862,814
03	諸収入	121,686
	01 都預金利子	552
	02 雑入	121,134
04	都債	255,736,000
	01 都債	255,736,000
歳 入 合 計		1,330,238,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	公債費	1,330,238,000
	01 公債費	1,330,238,000
歳 出 合 計		1,330,238,000

第2号 債務負担行為(損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	平成 28 年度～平成 68 年度	—

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	一般会計借換債	244,868,000
2	都営住宅等事業会計借換債	10,868,000
	合 計	255,736,000

(3) 利率
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法
起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

(5) その他
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成28年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予算総則

平成28年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,646,659千円、歳出8,573,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科	目	金	額
款	項		
01	分担金及負担金		73
	01 負担金		73
02	使用料及手数料		1,028
	01 使用料		776
	02 手数料		252
03	繰入金		2,445,931
	01 一般会計繰入金		480
	02 公営企業会計繰入金		2,445,451
04	諸収入		18,931
	01 都預金利子		74
	02 雑入		18,857
05	繰越金		8,180,696
	01 繰越金		8,180,696
歳 入 合 計			10,646,659

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	臨海都市基盤整備費	8,573,000
	01 臨海都市基盤整備費	8,573,000
歳 出 合 計		8,573,000

歳入歳出差引残額 2,073,659千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01	臨海都市基盤整備費		1,554,000
	01 臨海都市基盤整備費		1,554,000
		1 臨海都市基盤整備	1,554,000

平成28年度東京都病院会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

普通	入院	3,826床	延	1,325,315人	外来	1日	6,605人	延	1,935,265人
精神	入院	1,090床	延	365,365人	外来	1日	600人	延	175,800人
結核	入院	41床	延	9,125人	外来	1日	30人	延	8,790人
感染症	入院	40床	延	730人	外来	1日	一人	延	一人
合計	入院	4,997床	延	1,700,535人	外来	1日	7,235人	延	2,119,855人

2 主要な建設改良事業

広尾病院救命救急センター等改修工事	116,454千円
-------------------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	171,437,000千円
第1項 医業収益	146,123,156千円
第2項 医業外収益	25,313,844千円
収入合計	171,437,000千円

支出

第1款 病院事業費用	174,496,000千円
第1項 医業費用	168,054,456千円
第2項 医業外費用	3,382,544千円

第3項 特別損失	3,059,000千円
支出合計	174,496,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,260,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	2,966,000千円
第1項 企業債	2,966,000千円
収入合計	2,966,000千円

支出

第1款 資本的支出	18,226,000千円
第1項 建設改良費	10,315,353千円
第2項 企業債償還金	7,910,647千円
支出合計	18,226,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
旧府中病院B館等解体工事	平成29年度	723,891千円
広尾病院救命救急センター等改修工事	平成29年度	283,602千円
多摩総合医療センター看護宿舎改修工事	平成29年度	133,662千円
合計		1,141,155千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

病院建設改良事業	2,966,000千円
----------	-------------

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は39,978,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は26,900,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
器械及備品	医療器械	6台

平成28年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	474,000 t	4,937億円
青果物	2,164,000 t	6,502億円
畜産物	106,000 t	1,754億円
花き	1,650,000千本	932億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	202,042㎡
仲卸業者売場	55,433㎡
事務所	149,743㎡
その他	495,623㎡

3 主要な建設改良事業

豊洲市場の整備	24,920,193千円
---------	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	27,081,000千円
第1項 営業収益	17,793,276千円
第2項 営業外収益	9,287,724千円
収入合計	27,081,000千円

支出

第1款 市場事業費	149,507,000千円
第1項 営業費用	28,764,792千円
第2項 営業外費用	8,441,287千円
第3項 特別損失	112,299,921千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	149,507,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,817,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 市場資本的収入	35,697,000千円
第1項 企業債	34,162,000千円
第2項 その他資本収入	1,535,000千円
収入合計	35,697,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	53,514,000千円
第1項 建設改良費	31,311,625千円
第2項 企業債償還金	18,500,000千円
第3項 投資	3,692,832千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	53,514,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

豊洲市場移転支援事業	平成29年度～平成48年度	10,786,000千円
築地市場解体工事	平成29年度	5,403,000千円
市場建設改良事業	平成29年度～平成30年度	6,401,000千円
豊洲市場移転支援事業損失補償	平成28年度～平成59年度	15,889,000千円
合計		38,479,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

市場建設改良事業	21,212,000千円
借換債	12,950,000千円
合計	34,162,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(他会計からの補助金)

第7条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は7,759,000千円である。

平成28年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

公共施設工事	711,760千円
--------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	143,012,037千円
第1項 営業収益	142,996,921千円
第2項 営業外収益	15,116千円
収入合計	143,012,037千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	143,008,000千円
第1項 営業費用	143,006,400千円
第2項 営業外費用	1,600千円
支出合計	143,008,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入	1,474,000千円
第1項 公営企業会計出資金	298,867千円

第2項 一般会計負担金	1,175,120千円
第3項 雑収入	13千円
収入合計	1,474,000千円

支出

第1款 資本的支出	1,474,000千円
第1項 都市再開発事業費	1,474,000千円
支出合計	1,474,000千円

平成28年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	211,309㎡
2 埋立地の賃貸	貸付面積	1,552,345㎡
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		5,617,000千円
環境整備事業		1,000千円
道路橋梁整備事業		1,000千円
埋立改良事業		1,330,000千円
臨海副都心建設事業		6,894,000千円
臨海副都心改良事業		2,396,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	81,226,000千円
第1項 営業収益	76,860,175千円
第2項 営業外収益	4,365,815千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	81,226,000千円

支出

第1款 開発事業費用	84,748,000千円
------------	--------------

第1項 営業費用	75,709,000千円
第2項 営業外費用	2,477,382千円
第3項 特別損失	6,561,618千円
支出合計	84,748,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,108,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	811,000千円
第1項 国庫補助金	155,415千円
第2項 雑収入	655,585千円
収入合計	811,000千円

支出

第1款 資本的支出	16,919,000千円
第1項 埋立事業費	16,919,000千円
支出合計	16,919,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
埋立地造成事業	平成29年度	1,364,000千円
視察船建造	平成29年度～平成30年度	1,484,000千円
埋立改良事業	平成29年度	1,237,000千円
臨海副都心改良事業	平成29年度	1,670,000千円
合 計		5,755,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は4,460千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	江東区豊洲六丁目	21,450㎡	譲与
工作物	係留施設	一式	譲与

平成28年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	33棟
貯木場	904,747㎡

2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	1,246,836千円
港湾施設改良事業	604,446千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,708,000千円
第1項 営業収益	4,153,767千円
第2項 営業外収益	554,223千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,708,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	4,110,000千円
第1項 営業費用	3,980,000千円
第2項 営業外費用	129,990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	4,110,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,064,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 雑収入	1,000千円
収入合計	1,000千円

支出

第1款 資本的支出	2,065,000千円
第1項 建設改良費	1,851,282千円
第2項 企業債費	213,718千円
支出合計	2,065,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設の撤去	平成29年度	950,000千円
港湾施設整備事業	平成29年度	156,000千円
合 計		1,106,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は540千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

平成28年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,459両	47,566千km	231,132千人	633,238人
乗合	1,454両	47,115千km	230,463千人	631,405人
貸切	5両	451千km	669千人	1,833人
軌道事業	36両	1,459千km	16,995千人	46,562人
新交通事業	85両	7,422千km	28,702千人	78,636人
懸垂電車事業	2両	21千km	966千人	3,220人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	43,339,000千円
第1項 営業収益	41,589,000千円
第2項 営業外収益	1,750,000千円
第2款 軌道事業収益	8,399,000千円
第1項 営業収益	3,133,000千円
第2項 営業外収益	5,266,000千円
第3款 新交通事業収益	5,805,000千円
第1項 営業収益	5,567,000千円
第2項 営業外収益	238,000千円

第4款 懸垂電車事業収益	286,000千円
第1項 営業収益	138,000千円
第2項 営業外収益	148,000千円
収入合計	57,829,000千円

支出

第1款 自動車運送事業費	44,271,000千円
第1項 営業費用	42,593,000千円
第2項 営業外費用	1,653,000千円
第3項 特別損失	25,000千円
第2款 軌道事業費	8,755,000千円
第1項 営業費用	3,499,000千円
第2項 営業外費用	5,256,000千円
第3款 新交通事業費	7,055,000千円
第1項 営業費用	6,298,000千円
第2項 営業外費用	757,000千円
第4款 懸垂電車事業費	283,000千円
第1項 営業費用	128,000千円
第2項 営業外費用	155,000千円
支出合計	60,364,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,040,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	2,537,000千円
第1項 企業債	2,280,000千円

第2項 国庫補助金	86,400千円
第3項 一般会計補助金	16,990千円
第4項 財産収入	62,600千円
第5項 雑収入	91,010千円
第2款 軌道事業資本的収入	1,194,000千円
第1項 企業債	1,190,000千円
第2項 国庫補助金	4,000千円
第3款 新交通事業資本的収入	4,744,000千円
第1項 企業債	3,796,000千円
第2項 一般会計出資金	948,000千円
収入合計	8,475,000千円

支出

第1款 自動車運送事業資本的支出	13,186,000千円
第1項 建設改良費	10,506,000千円
第2項 企業債償還金	2,680,000千円
第2款 軌道事業資本的支出	1,585,000千円
第1項 建設改良費	1,585,000千円
第3款 新交通事業資本的支出	4,744,000千円
第1項 建設改良費	4,744,000千円
支出合計	19,515,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	平成29年度～平成30年度	1,131,000千円
自動車補修事業	平成29年度	342,000千円

軌道改良事業	平成29年度	128,000千円
軌道受託工事	平成29年度～平成30年度	5,739,000千円
新交通改良事業	平成29年度～平成30年度	2,392,000千円
懸垂電車受託工事	平成29年度～平成30年度	594,000千円
合 計		10,326,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	7,266,000千円
--------	-------------

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は14,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,577,990千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は253,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	98両
工作物	新交通施設	一式

平成28年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1,122両
2 年間走行距離	119,329千km
3 年間輸送人員	951,199千人
4 一日平均輸送人員	2,606,025人
5 主要な建設改良事業 新宿線車両の更新	6,105,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	173,108,000千円
第1項 営業収益	155,201,000千円
第2項 営業外収益	17,907,000千円
収入合計	173,108,000千円

支出

第1款 高速電車事業費	153,042,000千円
第1項 営業費用	134,537,000千円
第2項 営業外費用	18,505,000千円
支出合計	153,042,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,000,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	33,357,000千円
第1項 企業債	5,000,000千円
第2項 一般会計出資金	6,238,000千円
第3項 国庫補助金	1,010,633千円
第4項 一般会計補助金	1,107,565千円
第5項 投資償還金収入	20,000,000千円
第6項 雑収入	802千円
収入合計	33,357,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	77,357,000千円
第1項 建設改良費	31,200,000千円
第2項 企業債償還金	31,127,000千円
第3項 投資	15,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	77,357,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	平成29年度～平成32年度	88,427,000千円
地下鉄補修事業	平成29年度	2,010,000千円
地下鉄受託工事	平成29年度～平成31年度	1,498,000千円
合 計		91,935,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄特例債	3,563,000千円
地下鉄改良事業	1,437,000千円
合 計	5,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は33,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は6,198,565千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,829,000千円と定める。

平成28年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	115,917MWh
3 一日平均販売電力量	317,581kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	2,003,000千円
第1項 営業収益	1,972,000千円
第2項 営業外収益	31,000千円
収入合計	2,003,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,451,000千円
第1項 営業費用	1,325,000千円
第2項 営業外費用	126,000千円
支出合計	1,451,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	302,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	302,000千円
支出合計	302,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
発電改良事業	平成29年度	451,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

平成28年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1,608,190,000m ³
2 一日平均配水量	4,406,000m ³
3 給水件数	7,585,000件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	31,000,000千円
送配水施設整備事業	109,000,000千円
給水設備整備事業	10,000,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	370,903,000千円
第1項 営業収益	354,575,000千円
第2項 営業外収益	15,735,000千円
第3項 特別利益	593,000千円
収入合計	370,903,000千円

支出

第1款 水道経営費	337,568,000千円
第1項 営業費用	320,193,000千円
第2項 営業外費用	15,466,000千円

第3項 特別損失	1,909,000千円
支出合計	337,568,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104,878,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	23,610,000千円
第1項 企業債	17,530,000千円
第2項 国庫補助金	1,162,000千円
第3項 一般会計出資金	1,686,000千円
第4項 固定資産売却収入	159,000千円
第5項 その他資本収入	3,073,000千円
収入合計	23,610,000千円

支出

第1款 資本的支出	128,488,000千円
第1項 建設改良費	104,893,000千円
第2項 企業債償還金	23,595,000千円
支出合計	128,488,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道建設改良事業	平成29年度～平成32年度	106,468,000千円
水道維持管理事業	平成29年度～平成30年度	216,000千円
水道施設補修事業	平成29年度～平成31年度	89,104,000千円
受託事業	平成29年度	1,026,000千円

合計	196,814,000千円
----	---------------

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業	14,260,000千円
借換債	3,270,000千円
合計	17,530,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は154,000千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち15,800,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	15,800,000千円
---------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

平成28年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	9,307,500m ³
2 一日平均配水量	25,500m ³
3 給水件数	490件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,868,000千円
第1項 営業収益	806,000千円
第2項 営業外収益	1,062,000千円
収入合計	1,868,000千円

支出

第1款 工業用水道経営費	1,868,000千円
第1項 営業費用	1,802,000千円
第2項 営業外費用	66,000千円
支出合計	1,868,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額212,000千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	156,000千円
第1項 一般会計出資金	156,000千円
収入合計	156,000千円
支出	
第1款 資本的支出	368,000千円
第1項 建設改良費	368,000千円
支出合計	368,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は713,000千円である。

平成28年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,428,344m
(2) ポンプ所年間揚水量	887,000,000m ³
(3) 年間処理水量	1,775,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	5,515,620件
(5) 主要な建設改良事業	
下水道建設事業	170,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,190m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,720,000m ³
(3) 年間処理水量	357,000,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業	14,200,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	369,789,000千円
第1項 営業収益	285,612,000千円
第2項 営業外収益	83,018,000千円

第3項 特別利益	1,159,000千円
第2款 流域下水道事業収益	34,093,000千円
第1項 営業収益	17,733,000千円
第2項 営業外収益	16,360,000千円
収入合計	403,882,000千円
支出	
第1款 下水道管理費	330,524,000千円
第1項 営業費用	299,205,000千円
第2項 営業外費用	31,219,000千円
第3項 予備費	100,000千円
第2款 流域下水道経営費	34,778,000千円
第1項 営業費用	33,787,000千円
第2項 営業外費用	991,000千円
支出合計	365,302,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,919,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 下水道事業資本的収入	203,129,000千円
第1項 企業債	111,253,000千円
第2項 一般会計出資金	38,942,000千円
第3項 国庫補助金	50,077,000千円
第4項 固定資産売却収入	41,526千円
第5項 建設収入	23,735千円
第6項 その他資本収入	2,791,739千円

第2款 流域下水道事業資本的収入	14,333,000千円
第1項 企業債	2,983,000千円
第2項 一般会計出資金	1,000千円
第3項 国庫補助金	8,200,000千円
第4項 市町村負担金収入	2,870,000千円
第5項 固定資産売却収入	115,000千円
第6項 代替地売却収入	118,000千円
第7項 建設収入	46,000千円
収入合計	217,462,000千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出	376,491,000千円
第1項 下水道建設改良費	205,000,000千円
第2項 企業債償還金	171,491,000千円
第2款 流域下水道事業資本的支出	20,890,000千円
第1項 流域下水道改良費	2,200,000千円
第2項 流域下水道建設費	14,200,000千円
第3項 企業債償還金	4,484,000千円
第4項 生活再建対策事業費	6,000千円
支出合計	397,381,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	平成29年度～平成32年度	157,200,000千円
下水道維持管理事業	平成29年度～平成30年度	84,000千円
下水道施設補修事業	平成29年度	3,200,000千円

流域下水道建設改良事業	平成29年度～平成31年度	15,200,000千円
流域下水道施設補修事業	平成29年度	200,000千円
合計		175,884,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	95,185,000千円
流域下水道建設事業	2,408,000千円
借換資	16,643,000千円
合計	114,236,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は132,731,270千円である。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 一七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
にリサイクル適性です。